

平成 19 年 3 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社マルタイ
代表者名 代表取締役社長 廣瀬四郎
(コード番号 2919 福証)
(URL <http://www.marutai.co.jp/>)
問合せ先 総務部長 有田 誠
(電話 092-807-0711)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 3 月 16 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 4 月 26 日開催予定の第 44 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 定款変更の目的

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)及び「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことなどに伴い、次のとおり現行定款の一部を変更するものであります。

- (1) 当社が設置する機関についての規定を新設するものであります。(変更案第 4 条及び第 6 章)
- (2) 公告の周知性向上を目的に、公告方法を電子公告に変更するため、現行規定を変更するものであります。(変更案第 5 条)
- (3) 当社が株券を発行することを明確にするための規定を新設するものであります。(変更案第 7 条)
- (4) 単元未満株式について、行使することができる権利に関する規定を整備するものであります。(変更案第 10 条及び現行定款第 8 条)
- (5) 株主総会参考書類等をインターネットにより提供することを可能にするための規定を新設するものであります。(変更案第 16 条)
- (6) 議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするため、その員数を定めるものであります。(変更案第 18 条)
- (7) 取締役会の機動的運営を図るため、取締役会の決議が省略できるように規定を新設するものであります。(変更案第 25 条)
- (8) 上記のほか、会社法の条文及び用語に合わせて規定を整備するとともに、会社法施行に伴い不要となる規定の削除、条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3 日 程

定款変更のための株主総会開催日(予定)	平成 19 年 4 月 26 日
定款変更の効力発生日(予定)	平成 19 年 4 月 26 日

以 上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条(商号) (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条(商号) (現行どおり)</p>
<p>第2条(目的) 当社は次の<u>業務</u>を営むことを目的とする。 麺類および調味料ならびに菓子の製造販売 飲料水および食料品ならびに健康食品の販売 損害保険代理業 飲食店業 前号に附帯関連する一切の事業</p>	<p>第2条(目的) 当社は、<u>次の事業</u>を営むことを目的とする。 麺類および調味料ならびに菓子の製造販売 飲料水および食料品ならびに健康食品の販売 損害保険代理業 飲食店業 前各号に付帯関連する一切の事業</p>
<p>第3条(本店の所在地) 当社は本店を福岡市に置く。 (新設)</p>	<p>第3条(本店の所在地) 当社は、<u>本店</u>を福岡市に置く。</p>
	<p>第4条(機 関) 当社は、<u>株主総会</u>および取締役のほか、<u>次の機関</u>を置く。 <u>取締役会</u> <u>監査役</u> <u>監査役会</u> <u>会計監査人</u></p>
<p>第4条(公告の方法) 当社の公告は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。</p>	<p>第5条(公告方法) 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条(発行する株式の総数) 当社が発行する株式の総数は、1,375万株とする。<u>ただし、消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u> (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、1,375万株とする。</p>
<p>第6条(自己株式の取得) 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>第7条(株券の発行) 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p>
<p>第7条(1単元の株式数および単元未満株券の不発行) 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。 2 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p>	<p>第8条(自己の株式の取得) 当社は、<u>会社法第165条第2号の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>
<p>第7条(1単元の株式数および単元未満株券の不発行) 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。 2 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>第9条(単元株式数および単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は、1,000株とする。 2 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p><u>第 10 条(単元未満株式についての権利)</u> <u>当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u> <u>は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u> <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p><u>第 8 条(単元未満株式の買増し)</u> <u>当会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u> <u>は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて 1 単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 9 条(基準日)</u> <u>当会社は、毎年 1 月 31 日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u> <u>に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> <u>2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 10 条(名義書換代理人)</u> <u>当会社は株式につき名義書換代理人を置く。</u> <u>2 当会社の名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u> <u>3 当会社の株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>	<p><u>第 11 条(株主名簿管理人)</u> <u>当会社は、株式名簿管理人を置く。</u> <u>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> <u>3 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>
<p><u>第 11 条(株式取扱規程)</u> <u>当会社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>	<p><u>第 12 条(株式取扱規程)</u> <u>当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>第12条(招集)</u> 当社の定時株主総会は、毎年4月にこれを招集する。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>第13条(招集)</u> 当社の定時株主総会は、毎年4月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第14条(定時株主総会の基準日)</u> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年1月31日とする。</p>
<p><u>第13条(招集者および議長)</u> 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故あるときは、<u>予め取締役会において定められた順序により他の取締役がその任に当たる。</u></p>	<p><u>第15条(招集権者および議長)</u> 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p><u>第14条(決議の方法)</u> 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p>	<p><u>第17条(決議の方法)</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p><u>第15条(議決権の代理行使)</u> 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は株主総会毎に、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p><u>第18条(議決権の代理行使)</u> 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p><u>第16条(議事録)</u> 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役および取締役会 第17条(員数) 当社に取締役10名以内を置く。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 第19条(員数) 当社の取締役は、10名以内とする。</p>
<p>第18条(選任) 当社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。 2 当社の取締役の選任決議は累積投票によらない。</p>	<p>第20条(選任方法) 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>
<p>第19条(任期) 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>第21条(任期) 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>第20条(代表取締役および役付取締役) 当社を代表する取締役は、取締役会の決議により選任する。 2 当社は取締役会の決議により、取締役社長1名を選任するほか、取締役会長1名、取締役副社長1名および専務取締役、常務取締役若干名を選任することができる。</p>	<p>第22条(代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>第21条(取締役会の招集者および議長) 当社の取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。 2 取締役社長に事故あるときは、予め取締役会において定めた順序により他の取締役がその任に当たる。</p>	<p>第23条(取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>第22条(招集手続) 取締役会はその定めるところによりこれを招集するものとし、その通知は各取締役および監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役会は取締役および監査役の全員の同意あるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</p>	<p>第24条(取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第23条(決議の方法) 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。</p>	<p>第25条(取締役会の決議の省略) 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現行定款	変更案
<p>第24条(取締役会規程) <u>当社の取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>	<p>第26条(取締役会規程) 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
<p>第25条(報酬ならびに退職慰労金) <u>取締役の報酬ならびに退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p>第27条(報酬等) <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第26条(取締役会の議事録) <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第5章 監査役および監査役会 第27条(員数) <u>当会社に監査役4名以内を置く。</u></p>	<p>第5章 監査役および監査役会 第28条(員数) <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>
<p>第28条(選任) <u>当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。</u></p>	<p>第29条(選任方法) <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2 <u>監査役を選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>第29条(任期) <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>第30条(任期) <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第30条(常勤の監査役) <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>第31条(常勤の監査役) <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>第31条(招集手続) <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	<p>第32条(監査役会の招集通知) <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
<p>第32条(決議の方法) <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第33条(監査役会規程) (条文省略)</p>	<p>第33条(監査役会規程) (現行どおり)</p>
<p>第34条(報酬ならびに退職慰労金) <u>監査役の報酬ならびに退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p>第34条(報酬等) <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第 35 条(監査役会の議事録) <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	(削除)
(新設)	<p>第 6 章 会計監査人 第 35 条(選任方法) <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p>
(新設)	<p>第 36 条(任期) <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
(新設)	<p>第 37 条(報酬等) <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第 6 章 計算 第 36 条(営業年度および決算期) <u>当社の営業年度は、毎年 2 月 1 日から翌年 1 月 31 日までとし、営業年度末日を決算期とする。</u></p>	<p>第 7 章 計算 第 38 条(事業年度) <u>当社の事業年度は、毎年 2 月 1 日から翌年 1 月 31 日までの 1 年とする。</u></p>
<p>第 37 条(利益配当金) <u>利益配当金は、毎年 1 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p>	<p>第 39 条(剰余金の配当の基準日) <u>当社の期末配当の基準日は、毎年 1 月 31 日とする。</u> 2 <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>第 38 条(中間配当金) <u>当社は、取締役会の決議により、7 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>第 40 条(中間配当) <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年 7 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>
<p>第 39 条(配当金の除斥期間) <u>利益配当金および中間配当金は、その支払い開始の日から満 3 年経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。</u> 2 <u>未払の利益配当金および中間配当金には利息は付けないものとする。</u></p>	<p>第 41 条(配当金の除斥期間) <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u> (削除)</p>

以 上